

平成25年12月16日

工事請負契約における現場代理人について

財政局資産管理部契約課

工事請負契約の履行においては、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

本市におきましても、建設業法、工事請負契約約款等に基づき、適正な運用を図ってまいりましたが、改めて現場代理人について確認いたします。

引き続き関係法令を遵守し、建設工事を適正に施工していただきますようお願いいたします。

1 現場代理人の資格

現場代理人となるには特別な資格は必要としませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）がなければなりません。

2 現場代理人の常駐義務

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

3 現場代理人の兼務（常駐義務の特例）

現場代理人は常駐を要することから、他の工事と重複して現場代理人となることはできませんが、次の（1）から（3）のすべてを満たす工事について、特例として、合計で2件まで兼任を認めるものとします。

（1） 監督部署が同一であるもの

監督部署が同一であるとは、具体的には次のケースを指します。

ア 出先機関が監督を行う工事にあつては、同一監督事務所又は同一道路公園センターの工事であるもの。

イ 本庁組織が監督を行う工事にあつては、同一監督所管の工事であるもの。

(2) 次のいずれかの条件を満たす工事

ア 予定価格（税込）が2,500万円未満であり、工事件名あるいは履行場所に『管内』、『区内』、『区一円』、『市内』及び『市一円』の用語が含まれている等、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事

イ 予定価格（税込）が1,000万円未満であり、履行場所が特定されている工事

※上記の条件を満たす工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事については、特例の対象外とします。ただし、一定期間を通じて行う緊急補修工事は特例の対象とします。

※上下水道局発注の単価契約は特例の対象外とします。

(3) 特例の対象である旨明示されているもの

特例の対象工事については、特記仕様書にその旨を明示しています。

4 営業所の専任技術者と現場代理人

営業所における専任の技術者（建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号により営業所ごとに置く専任の者）は、工事現場に常駐を義務づけられる現場代理人となることはできませんので、現場代理人届を工事監督員に提出されるときには御注意ください。

土木契約係 電話 200-2098
建築契約係 電話 200-2100
調整担当 電話 200-3116